

ふぐ浮延縄漁業の禁止（島根海区漁業調整委員会）

**島根海区漁業調整委員会指示第5-3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

令和5年12月22日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。